

議案第 1 号

条例案に対する意見について

令和 2 年 6 月 10 日 提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

令和 2 年 6 月岩手県議会臨時会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

第 2 意見を求められた条例案

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

人 委 職 第 号
令和 2 年 6 月 日

岩手県議会議長 関根 敏伸 様

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

令和 2 年 6 月 10 日 付け 議第 43 号 により 意見を 求められた 下記 条例案 については、適
当なものと認められます。

記

議案第 2 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会 6 月臨時会に提案される条例案に対する意見について

1 検討の趣旨

県議会令和 2 年 6 月臨時会に提案される予定の条例案について、県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものであること。

〔 議会日程 〕

- ・ 6 月 10 日（水） 意見照会 （回答期限 6 月 10 日（水））
- ・ 6 月 11 日（木） 招集・本会議採決

2 意見を要する条例案

議案番号	条 例 名
第 2 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

3 条例案の検証結果

条例名	改正の趣旨	検証結果	検討資料
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	国の例に準じて新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当に関する特例措置を講じようとするもの	適当	別紙

4 条例案意見（事務局案）

意見を求められた条例案につきましては、適当なものと認められます。

【参考】

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

別紙

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

国の例に準じて新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当に関する特例措置を講じようとするもの。

(2) 国における制度改正の概要

人事院規則 9-129(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9-30(特殊勤務手当)の特例)の一部を改正する規則が公布され、国家公務員に支給する特殊勤務手当(防疫等作業手当)について、以下の特例を設けたもの。(令和2年1月27日から適用)

ア 特例が適用される作業内容

武漢からの政府チャーター機、ダイヤモンド・プリンセス号の内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるもの(=帰国者・下船者が宿泊する施設等)における緊急措置作業

イ 特例による手当額

3,000 円/日(患者・感染疑いのある者の身体に接触又は長時間接して行う作業の場合、4,000 円/日) ※本来の手当額は 290 円/日

【防疫等作業手当の内容】

	原則(感染症関連)	特例
対象	① 感染症病棟・病室勤務の職員が感染症の病原体に汚染されている区域で行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業 ② 検疫所の職員の検疫済証・仮検疫済証の交付作業 ③ 検疫法の規定による診察、消毒等の作業	武漢からの政府チャーター機、ダイヤモンド・プリンセス号の内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるもの(=帰国者・下船者が宿泊する施設等)における緊急措置作業
金額	290 円/日	3,000 円/日(患者・感染疑いのある者の身体に接触又は長時間接して行う作業の場合、4,000 円/日)

また、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」(令和2年4月21日付け総行公第70号総行給第15号)により、上記アの「これに準ずる区域」として、感染リスクがある病院・宿泊施設等の内部、これらの施設への移動時の動線上及び車内が特例の要件になり得ることに留意し、適切に対応するよう依頼があったもの。

(3) 条例改正の内容

国の例に準じ、以下の内容により、新型コロナウイルス感染症対応のため次の業務に従事した場合の特殊勤務手当(防疫等作業手当)の特例を設けるもの。

ア 作業場所に係る要件(人事院規則における「これに準ずる区域」に対応する要件)

新型コロナウイルス感染症の患者その他人事委員会が定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会が定めるもの。(附則第17項関係)

イ 作業内容に係る要件（人事院規則における「緊急措置作業」に対応する要件）

新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給すること。（附則第17項関係）

ウ 手当額

作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者その他人事委員会が定める者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の範囲内で人事委員会の定める額とすること。（附則第18項関係）

エ 適用除外

新型コロナウイルス感染症に対処する作業に従事した場合にあっては、条例第4条（防疫等作業手当）の規定は適用しないこと。（附則第17項関係）

(4) 施行期日等（附則関係）

公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第17項及び第18項の規定は、令和2年2月1日から適用すること。

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

この条例案は、国の例に準じて、新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当に関する特例措置を講じようとするものであり、適切な内容であること。

【参考 1】東北各県の状況

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
提案議会	6月議会	6月臨時会	6月議会	6月議会	6月議会	6月議会
規定内容	国準拠	国準拠	国準拠	国準拠	国準拠	国準拠
適用日	R2. 2. 1	R2. 2. 1	R2. 2. 1	R2. 2. 1	R2. 3. 30	R2. 2. 1

※ 令和2年2月1日は新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」（既に知られている感染症の疾病であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの。）に指定された日であること。

【参考 2】一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

（防疫等作業手当）

第4条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。

（1）感染症等の患者若しくは感染症等の疑いのある患者の救護若しくは感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業

（2）～（4）〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の手当の額は、作業又は勤務1日につき380円の範囲内で人事委員会の定める額(※)とする。〔※〕感染症対応は290円/日

【参考 3】人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）

（防疫等作業手当の特例）

第七条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事院が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則九-三十第十二条の規定(※)は適用しない。〔※〕防疫等作業手当 290円/日

二 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千元（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、四千元）とする。

議案第2号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～16 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～16 [略]</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>17 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者その他人事委員会が定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p>18 前項の手当の額は、<u>作業1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者その他人事委員会が定める者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）の範囲内で人事委員会の定める額とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

令和2年6月11日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

国の例に準じて、新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当に関する特例措置を講じようとするものである。これらが、この条例案を提出する理由である。